

申告書（第一表及び第二表）の記入

step.24 申告書第二表を記入する

付表1-3から、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目等
課税標準額	①	付表1-3の①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤ 付表1-3の①-1A欄の金額
	7.8%適用分	⑥ 付表1-3の①-1B欄の金額
		⑦ 付表1-3の①-1C欄の金額
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	7.8%適用分	⑨ 付表1-3の①-2B欄の金額
		⑩ 付表1-3の①-2C欄の金額
消費税額	⑪	付表1-3の②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮ 付表1-3の②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯ 付表1-3の②B欄の金額
返還等対価に係る税額	⑰	付表1-3の⑤C欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱ 付表1-3の⑤-1C欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲ 付表1-3の⑤-2C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳ 付表1-3⑪欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓ 付表1-3⑪欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

step.25 申告書第一表を記入する

申告書第二表、付表1-3及び2-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目等
課税標準額	①	申告書第二表の①欄の金額
消費税額	②	申告書第二表の⑪欄の金額
控除過大調整税額	③	付表1-3の③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④ 付表1-3の④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤ 申告書第二表の⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥ 付表1-3の⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦ 付表1-3の⑦C欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表1-3の⑧欄の金額
差引税額	⑨	付表1-3の⑨欄の金額
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮ 付表2-3の④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯ 付表2-3の⑦欄の金額

※ 申告書第一表⑨欄の差引税額が48万円超の場合は、令和7年分の中間申告・納付が必要となります。
15ページを参照してください。

step.26 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する（令和6年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和6年の消費税の中間納付税額の合計額を、申告書第一表⑩欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3回分又は11回分）の消費税額を合計し、申告書第一表⑩欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

step.27 申告書第一表⑪納付税額を計算する

申告書第一表⑨差引税額が⑩中間納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑪欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表⑪欄は空欄のまま、step.28に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

設例 甲野商店の場合

納付税額は、

$$\text{差引税額 } 167,400 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 167,400 \text{ 円}$$

と求められます。

step.28 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

申告書第一表⑩中間納付税額が⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑫欄に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

step.29 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表1-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目			転記元項目等
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表1-3の⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表1-3の⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表1-3の⑫欄の金額
	納税額	⑳	付表1-3の⑬欄の金額

step.30 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する（令和6年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和6年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書第一表㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3回分又は11回分）までの地方消費税額を合計し、申告書第一表㉑欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

step.31 申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

申告書第一表㉑納税額が、㉑中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表㉒欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表㉒欄は空欄のまま、step.32に進んでください。

$$\text{㉑納税額} - \text{㉑中間納付譲渡割額} = \text{㉒納付譲渡割額}$$

設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、

$$47,200 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 47,200 \text{ 円}$$

と求められます。

step.32 申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

申告書第一表㉑中間納付譲渡割額が㉑納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表㉓欄に記入します。

$$\text{㉑中間納付譲渡割額} - \text{㉑納税額} = \text{㉓中間納付還付譲渡割額}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.33 申告書第一表㉔消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、その計算結果を申告書第一表㉔欄に記入します。
なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（－）を記入してください。

$$(\text{㉑納付税額} + \text{㉒納付譲渡割額}) - (\text{㉓控除不足還付税額} + \text{㉔中間納付還付税額} + \text{㉕還付額} + \text{㉖中間納付還付譲渡割額}) = \text{㉗消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の合計税額は、

$$(\text{納付税額 } 167,400 \text{ 円} + \text{納付譲渡割額 } 47,200 \text{ 円}) - (\text{控除不足還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{還付額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{ 円}) = 214,600 \text{ 円}$$

と求められます。

ここまでの計算結果を記入した申告書第二表は、以下のとおりです。

課 税 標 準 額		①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円																
※ 申告書（第一表）の①欄へ																			
										2	0	8	1	9	0	0	0	01	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 の 合 計 額	3 % 適用分	②																02	
	4 % 適用分	③																03	
	6.3 % 適用分	④																04	
	6.24 % 適用分	⑤									1	2	1	3	8	8	8	05	
	7.8 % 適用分	⑥									8	6	8	1	8	1	8	06	
(② ～ ⑥ の 合 計)		⑦									2	0	8	2	0	7	0	6	07
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧																11	
	7.8 % 適用分	⑨																12	
(⑧ ・ ⑨ の 合 計)		⑩																13	
消 費 税 額 ※ 申告書（第一表）の②欄へ		⑪									1	4	3	4	5	2	9	21	
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫																22	
	4 % 適用分	⑬																23	
	6.3 % 適用分	⑭																24	
	6.24 % 適用分	⑮										7	5	7	4	1	1	25	
	7.8 % 適用分	⑯										6	7	7	1	1	8	26	
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ※ 申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰																31	
⑰ の 内 訳	売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑱																32	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲																33	
(⑳ ～ ㉓ の 合 計)		㉔									1	6	7	4	0	0		41	
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額 (注2)	4 % 適用分	㉕																42	
	6.3 % 適用分	㉖																43	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗										1	6	7	4	0	0	44	

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉔～㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

ここまでの計算結果を記入した申告書第一表は、以下のとおりです。

この申告書による消費税の税額の計算																	
			十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①								2	0	8	1	9	0	0	0	03
消費税額	②								1	4	3	4	5	2	9		06
控除過大調整税額	③																07
控除税額	控除対象仕入税額	④							1	2	6	7	0	8	8		08
	返還等対価に係る税額	⑤															09
	貸倒れに係る税額	⑥															10
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦							1	2	6	7	0	8	8		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧															13
差引税額 (②+③-⑦)		⑨							1	6	7	4	0	0			15
中間納付税額		⑩												0	0		16
納付税額 (⑨-⑩)		⑪							1	6	7	4	0	0			17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)		⑫												0	0		18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬															19
	差引納付税額	⑭												0	0		20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮							2	0	8	2	0	7	0	6	21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯							2	1	1	7	0	7	0	6	22
この申告書による地方消費税の税額の計算																	
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額	⑰															51
	差引税額	⑱							1	6	7	4	0	0			52
譲渡割額	還付額	⑲															53
	納税額	⑳							4	7	2	0	0				54
中間納付譲渡割額		㉑												0	0		55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)		㉒							4	7	2	0	0				56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)		㉓												0	0		57
この申告書 が修正申告 である場合	既確定譲渡割額	㉔															58
	差引納付譲渡割額	㉕												0	0		59
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額		㉖							2	1	4	6	0	0			60

②⑥ = (①+②②) - (⑧+⑫+⑮+⑲)・修正申告の場合②⑥ = ⑭+⑲
②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特
⑮欄×22%

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。続いて、その他の項目を記入します。